

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 1)

(注) 現時点での整理であり、今後変更がありうるものである。

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	居宅介護	7
4	重度訪問介護	8
5	重度障害者等包括支援	10
6	日中活動系サービス共通	10
7	生活介護	11
8	児童デイサービス	12
9	自立訓練(機能訓練)	13
10	就労移行支援	13
11	就労継続支援 A 型	15
12	就労継続支援 B 型	15
13	施設入所支援	16
14	短期入所	17
15	共同生活介護・共同生活援助	20
16	サービス利用計画作成費	24
17	障害児施設関係	25

平成 21 年 3 月 12 日 (木)
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

1 共通事項

【新規加算の届出の時期について】

問 1－1

都道府県知事への届出が必要な加算について、平成 21 年 4 月から加算を算定しようとするば、事業所等から都道府県への体制加算の届出はいつまでにする必要があるのか。

(答) 通常、4 月から加算の算定を開始する場合は 3 月 15 日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成 21 年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4 月中に届けられた新規加算については 4 月分の報酬からの算定が可能な取扱とする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－2

標記の加算算定については、報酬告示の新旧対照表において、「常勤で配置されている従業員のうち・・・」とされているところだが、この場合、常勤とは、正規、パート等による職種は問わないものか。

(答) 常勤とは、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者（指定基準解釈通知）であり、正規・非正規の別は問わない。

たとえば、所定労働時間が週 40 時間である事業所の場合、正規・非正規問わず 40 時間勤務している者については「常勤」として当該加算の計算を行うこととする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－3

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の「3 年以上従事している従業者」の 3 年としてとらえられる職種・業務の範囲はどのようなものか。

(答) 「3 年以上従事している従業者」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には平成 21 年 4 月における勤続年数 3 年以上のものは、平成 21 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上であるものをいう。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（指定旧法施設支援を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域生活支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－4

職員の採用や退職により状況変動があった場合の取扱いとは他の加算と同様か。

(答) 他の加算と同様、算定要件が満たせなくなる状況が発生した場合は、その旨を速やかに都道府県へ届け出ることとする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－5

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定における常勤割合については、常勤換算で 75%以上必要であるのか、それとも従業者の人数（頭数）が 75%以上必要なのか。

(答) 常勤換算で常勤で配置されている従業者の割合が 75%以上であればよい。

例) ・ 職員総数（常勤換算） 10人
・ うち常勤職員 8人
→常勤職員の割合 80%

よって、この事業所は福祉専門職員配置等（Ⅱ）を算定可能である。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1－6

管理者、サービス管理責任者と兼務を行っている生活支援員等については、「直接処遇職員として常勤で配置されている従業者」としてカウントしてよいのか。

(答) 管理者に関しては、人員配置基準上、支障のない範囲内において直接処遇職員との同時並行的兼務が可能とされているため、直接処遇職員の業務を行う時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合には、常勤の従業者として計上して差し支えない。

一方、常勤で配置されているサービス管理責任者については、直接処遇職員との兼務が認められていないため、当該加算への算入はできない。

ただし、非常勤で配置されているサービス管理責任者（2人目以降のサービス管理責任者等）であって、一定時間生活支援員等として勤務している場合には、福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定における、常勤従事者の割合を算定する際の分母に含めることとする。

【福祉専門職員等配置加算】

問 1－7

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の算定要件として、
「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。」とあるが、

- ① 過去に 3 年以上、常勤かつ生活支援員として従事している必要があるという理解でよいのか。（たとえば過去に事務職員の期間を含めてかまわないか）
- ② 育児休暇などの休職期間があっても、合計して 3 年以上であれば算定要件を満たすか。

(答)

- ① 過去に生活支援員等として従事している期間とする。(事務職員としての期間は含まない)
- ② お見込みのとおり。

【利用者負担上限額管理加算】

問 1－8

以下の月について、加算の算定の可否如何。

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

(答)

- ① 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。
- ② " 加算を算定できる。
- ③ " 加算を算定できる。

【医療連携体制加算】

問 1－9

医療機関等との連携については、看護職員の訪問について文書により医療機関と契約を締結することを要するのか。

また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定しているのか。また看護職員の範囲はどこまでか。

(答) 医療機関等と文書による契約を締結することとする。

また、「医療機関等」とは例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で同施設の医師の指示により派遣される場合なども考えられる。

なお同一法人内において行う場合は、法人内の医療体制にかかる実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意すること。

看護職員は、看護師、准看護師及び保健師とする。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問 2－1

訪問系サービス事業者において、特定事業所加算を取得すれば、利用者の自己負担額も増加することになるが、加算を取得した上で、負担軽減のため、特定の利用者に対して加算を行わないという取扱いをすることは可能か。

(答) 加算を取得した上で、利用者間に加算の適否の差を付けることは、利用者間の不合理な負担の差を是認することにつながりかねないと考えられるので認められない。

したがって、加算を取得するか、あるいは利用者の負担を考慮して取得しないかの

どちらかを、あらかじめ各事業者が十分検討の上、選択する必要がある。

【特定事業所加算】

問 2-2

特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどうになるのか。(変更は該当月からの変更となるのか。それとも翌月からの変更となるのか。)

(答) 基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

【特定事業所加算】

問 2-3

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業員ごとの研修計画」については、どのようなものを作成するのか。

(答) 当該事業所における従業員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

【特定事業所加算】

問 2-4

特定事業所加算の算定要件の一つである「訪問系サービス事業者が実施する健康診断」の取扱いはどうなるのか。また、上記の健康診断を非常勤従業員が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取扱いはどうなるのか。

(答) 事業者が実施する健康診断は、労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。健康診断については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業員も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施するものとする。

平成21年度については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。

なお、従業員が事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。

【特定事業所加算】

問 2-5

特定事業所加算の算定要件の一つである「緊急時における対応方法の明示」はどのように行うのか。

(答) 当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書につい

ては、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

【特定事業所加算】

問 2－6

特定事業所加算の算定要件の一つである「熟練した従業者の同行による研修」の熟練した従業者とはどのような従業者を想定しているのか。

(答) 新規に採用した従業者に対する適切な指導が必要であることから、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者)を想定している。

【特定事業所加算】

問 2－7

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合」はどのように算出するのか。

(答) 前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の従業者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

【特定事業所加算】

問 2－8

特定事業所加算の算定要件の一つである「常勤(週 32 時間以上の者)の従業者によるサービス提供時間の占める割合」の常勤はどのような範囲の従業者をいうのか。

(答) サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

例えば、居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

また、常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間

数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

なお、常勤の従業者とは、事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）のすべてを勤務している従業者をいう。

【特定事業所加算】

問2-9

特定事業所加算の算定要件の一つである「サービス提供責任者の実務経験」については、サービス提供責任者としての実務経験をいうのか。

(答) サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護等に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

【初回加算】

問2-10

初回加算を算定する場合の取扱いはどうになるのか。

(答)

- ① 初回加算は、初回時のほか、利用者が過去2月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定される。
- ② 例えば、居宅介護と行動援護といった複数のサービスを1人の利用者に提供する場合、それぞれのサービスにおいて初回加算を算定できる。
- ③ サービス提供責任者が、従業者のサービス提供に同行した場合については、指定基準第19条に基づき、同行した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、従業者のサービス提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定は可能である。

【緊急時対応加算】

問2-11

緊急時対応加算を算定する場合の取扱いはどうになるのか。

(答)

- ① 当該事業所のサービス提供責任者が、利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できるものとする。
- ② 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- ④ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、指定基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

【特別地域加算】

問 2－12

特別地域加算の適用地域に居住している利用者に対して、指定基準第 3 1 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定基準第 2 1 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることができるか。

(答) 特別地域加算が適用となるため、交通費の支払いを受けることはできない。

3 居宅介護

【居宅介護】

問 3－1

特定事業所加算の要件イ(2)の(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

(答) サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくっつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して 2 4 時間 3 6 5 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(一)については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問 3－2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・ 利用者の A D L や意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前回のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(二)についても同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問 3-3

特定事業所加算の要件イ（２）の（二）の「文書等の確実な方法」とはどのような方法か。

（答）直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。

なお、利用者に対して２４時間３６５日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

また、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告についてもＦＡＸ、メール等によることが可能であるが、報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存する必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ（２）の（二）については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問 3-4

特定事業所加算の要件イ（８）の「指定居宅介護の利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害程度区分５以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

（答）前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用回数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ（８）についても同じ取扱いとする。

4 重度訪問介護

【重度訪問介護】

問 4-1

特定事業所加算の要件イ（２）の（一）の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

（答）サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサー

ビス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

【重度訪問介護】

問4-2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的に」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

【重度訪問介護】

問4-3

特定事業所加算の要件イ(6)の「24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している」事業所とはどのような事業所をいうのか。

(答) 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して、24時間派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して24時間体制でサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

【重度訪問介護】

問 4－4

特定事業所加算の要件イ（９）の「指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分５以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

（答）前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、サービス提供時間数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間のサービス提供時間数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

5 重度障害者等包括支援

【重度障害者等包括支援】

問 5

重度障害者等包括支援の対象者の要件について、これまでの「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」を「人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」に変更した意図はどのようなものか。

（答）バイパップ（鼻マスク）使用者については、気管切開していないものの症状が進行し、発語が困難になることにより、従業者がその意思を読み取ることが極めて困難になるなど支援の困難性が高いことから、重度障害者等包括支援の対象拡大を図るものである。

また、これに伴い、重度訪問介護における１５％加算についても、バイパップ（鼻マスク）使用者へ対象拡大を図るものである。

6 日中活動系サービス共通

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算】

問6-1

今回、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）」という表現となっている。

文章の前半部分で、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」と限定されており、視覚・聴覚言語障害者に対するサービスの提供に対する評価と考えた場合、文章の後半部分に記載されている「知的障害」は、必ずしも「重度の知的障害」に限定されない（重度以外でも可）と解してよいのか。

（答）お見込みのとおり。

【リハビリテーション加算】

問6-2

リハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者について、その利用日全部について算定されるのか、それともリハビリテーションを受けた日のみに算定されるのか。

（答）当該利用者については、利用日全部について算定される。

【欠席時対応加算】

問6-3

欠席時対応加算については、事業所からの請求によるのか。実績記録票への記載等を考えているか。

（答）欠席時対応加算については、実績記録票への記載を考えている。

7 生活介護

【生活介護の人員配置】

問7

生活介護の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成21年4月以降の事業所における人員配置については、①最低基準を満たせばよいということになるのか、あるいは②従来の報酬区分に基づく人員配置が必要となるのでしょうか。

（答）平成21年4月以降は、生活介護における人員配置の最低基準を満たせば、定員区分に応じた基本報酬の算定が可能となる。

例：利用者の平均障害程度区分が4.5である生活介護事業所における人員配置
→最低基準に基づき、5：1以上であれば足りる。

8 児童デイサービス

【経過的児童デイサービスについて】

問 8-1

経過的児童デイについて、平成 21 年 4 月以降についても実施が可能と考えてよいか。

その際、サービス管理責任者の配置が 4 月に間に合わなかった場合、配置が可能になるまでの間、人員欠如減算を行うことになるのか。

(答) お見込みのとおりである。

なお、サービス管理責任者の配置については、経過措置を設けているところであるので、ご確認いただきたい。

【就学児を中心とした児童デイサービスの新規指定】

問 8-2

就学年齢の児童を中心とした児童デイサービスの新規指定を行うことが可能か。

(答) 指定基準を満たしていれば、新規指定は可能である。

【利用定員】

問 8-3

児童デイサービス費の算定について、従来の「平均利用人員」に応じた報酬区分から「利用定員」に応じた報酬区分に変更になっているが、「利用定員」とはどのように考えればよいのか。

指定基準に定める利用定員か、各単位（クラス）の利用定員の合計か。

(答) 各単位（クラス）の利用定員を合計したものである。

【福祉専門職員配置加算の対象職種】

問 8-4

社会福祉士、介護福祉士以外の専門職（言語療法士等）は加算の対象となるか。

(答) 加算の対象とはならない。

【医療連携体制加算】

問 8-5

障害児に対する看護とはどのようなものを想定しているか。

(答) 経管栄養が必要な児童や気管切開を行っている児童等に対する看護を想定している。

9 自立訓練（機能訓練）

【訪問による自立訓練】

問 9

自立訓練（機能訓練）において視覚障害者に対する専門的訓練を訪問により実施する場合、支給決定が記載されているが、現行の支給決定から別途支給決定をする必要があるのか？

（答） 改めて別途の支給決定を行う必要はないが、受給者証に記載する必要がある。

10 就労移行支援

【就労移行支援体制加算、算定方法】

問 10－1

就労移行支援に係る就労移行支援体制加算について、その具体的な算定方法について教えていただきたい。（前年度について 80/100、前々年度について 20/100 を乗ずる趣旨及びその方法）

（答）

- 1 今回の就労移行支援体制加算については、一般就労への移行に積極的に取り組んでいる事業所に対し、過去の実績も含め、就職・定着の実績に応じて、きめ細かい評価を行うために見直しを行ったものである。
- 2 また、算定方法については、以下のとおり。
（例）就労移行支援事業所において、
 - ・ 前々年度の利用定員 30 名に対し定着者 10 名
 - ・ 前年度の利用定員 30 名に対し定着者 7 名 の場合（算定の際は、計算の度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行う）
 - （1）前々年度の定着者を、前々年度の利用定員で割り、定着率を算定。
 $10 \text{ 名} \div 30 \text{ 名} \times 100 (\%) \div 33\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{1}$
 - （2）前年度の定着者を、前年度の利用定員で割り、定着率を算定。
 $7 \text{ 名} \div 30 \text{ 名} \times 100 (\%) \div 23\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{2}$
 - （3）前々年度の定着率（①）に 0.2 を乗じる。
 $33\% \times 0.2 \div 7\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{3}$
 - （4）前年度の定着率（②）に 0.8 を乗じる。
 $23\% \times 0.8 \div 18\% \text{（小数点以下四捨五入）} \cdots \textcircled{4}$
 - （5）上記（3）及び（4）にて算出した定着率（③及び④）を合わせ、当該加算算定対象となる定着率を算定。
 $7\% + 18\% = 25\%$

よって、定着率は 25% となり、82 単位加算となる。

(現行では前年度の定着率が20%以上の場合、一律26単位加算)

※ 定着者： 就労移行支援事業利用者のうち、就職後6か月を超える期間継続して就労している者

【就労支援関係研修修了加算、対象職員】

問10-2

就労支援関係研修修了加算について、1年以上の実務経験を有する「就労支援に従事する者」とは就労支援員に限定されるのか、職業指導員でもよいのか、その範囲について具体的に教えてほしい。

(答) 就労移行支援事業における就労支援員について、利用者の就職後の職場定着のための支援など、これまで障害福祉の分野にみられなかった範疇の業務を確実なものとし、同時に質を高めるための加算であるため、報酬告示第13の12の就労支援関係研修加算において、「就労支援員として配置」と定めているとおり、就労移行支援事業の就労支援員に限定される。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問10-3

就労支援関係研修修了加算において、定員30名で2名の就労支援員を配置し、2名とも第1号職場適応援助者の研修を修了している場合、加算は2名分(22単位)算定されるのか。

(答) 就労支援関係研修修了加算は、該当する研修を修了した就労支援員を配置している事業所への体制加算と位置づけているため、該当する研修を修了した就労支援員が複数いても、11単位のための加算となる。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問10-4

(1) 就労支援関係研修修了加算の算定対象となる就労支援員が非常勤職員であり、すべての日数において勤務しない場合でも、研修加算の対象となるのか。

(例) 定員20名、就労支援員が常勤1名、非常勤1名

このうち、非常勤職員が当該加算対象となる研修修了者

(2) (1)の場合、非常勤職員の就労支援員が、週5日のうち4日を就労支援員として勤務し、残りの1日を第1号職場適応援助者として活動することは可能か。

(答)

(1) お見込みのとおり。就労支援研修修了加算は、研修を修了した者を就労支援員として配置している事業所に対し、評価を行うものであるため。

(2) 平成21年4月に留意事項通知を改正することとしており、この改正後であれば、質問内容の活動は可能となる。

11 就労継続支援A型

【重度者支援体制加算】

問 11

重度者支援体制加算について、平成24年3月末まで障害基礎年金1級受給者が5%となっているが、既に移行している事業所も平成24年3月までは5%以上で加算されるのか。また、旧法施設から既に就労継続支援B型に移行した事業所が就労継続支援A型に移行する場合、もしくは逆の場合も、5%加算の対象となるのか。

(答) 特定旧法指定施設から移行した場合、既に就労継続支援A型(B型)に移行済であっても、要件は5%以上となる。ただし、就労系でない新体系事業(生活介護等)に移行した後、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に移行した場合は、通常の50%以上が要件となる。

なお、ご質問の特定旧法施設から既に就労継続支援B型に移行した事業所が就労継続支援A型に移行する場合、もしくは就労継続支援A型に移行した事業所が就労継続支援B型に移行する場合は、5%以上が要件となる。

12 就労継続支援B型

【目標工賃達成加算、算定要件】

問 12-1

目標工賃達成加算(Ⅱ)について、工賃引き上げ計画の作成が要件となっているが、作成予定の場合でも算定されるのか。

(答) 報酬告示第15の4「目標工賃達成加算(Ⅱ)」の注2において、「作成すること」につき加算するため、実際に作成していることが必要となる。

【施設外就労加算、職員配置】

問 12-2

(1) 施設外就労加算を算定する場合の人員配置について

例えば、就労継続支援B型(Ⅱ)・職員配置基準10:1、利用者20人の事業所において、利用者3人のユニットで施設外就労(必要な職員配置1人)を実施した場合、事業所全体の職員配置基準はどうなるのか。

(2) 多機能型事業所で、就労継続支援B型(10:1)から3人、就労移行支援から3人の6人で施設外就労を実施する場合、同じ事業所であるので、職員配置は、1人でもよいか。

(答)

(1) 施設外就労加算は、ユニット単位で職員を本体報酬算定における職員配置基準の人員(10:1分)を必ず配置するとともに、事業所内に残る利用者に対しても、同じ職員配置基準(10:1)を維持可能とするための加算であるため、職員配置は、

① 施設外就労(利用者3人)職員1人

② 事業所内（利用者 17 人）職員 1.7 人

①+②=2.7 人分の人員配置を満たす必要がある。

（2）多機能事業所であっても、事業ごとに施設外就労の目的が異なり（工賃の引き上げか、一般就労に向けた実践的な訓練か）、事業ごとの活動になると考えられることから、それぞれに配置が必要である。この場合、

① 就労継続支援B型：1 人以上

② 就労移行支援：1 人以上

であり、合計で 2 人の職員配置が必要となる。

なお、就労移行支援の場合、一定の期間で一般就労に向けた訓練を効果的・効率的に行うこととなる。

【目標工賃達成指導員配置加算、対象職員】

問 12-3

目標工賃達成指導員は、生活支援員との兼務は可能か。また非常勤でも可能か。

（答）目標工賃達成指導員は、指定基準を満たすために配置されている職業指導員及び生活支援員に加えて配置したことにより加算されるとともに、目標工賃を達成するための配置となるため、兼務は不可。

なお、非常勤職員の配置も可能となっている。

13 施設入所支援

【施設入所支援の利用要件】

問 13-1

生活介護及び施設入所支援の対象者のうち、「別に厚生労働大臣が定める者」について、「特定旧法指定施設に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設若しくはそのぞみの園に入所している者又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再入所する者」と規定されているが、これは平成 21 年 4 月 1 日から障害者支援施設に移行する場合において、平成 18 年 10 月以降に支給決定を受けた特定旧法指定施設の入所者（特定旧法受給者でない場合）であっても平成 21 年 4 月以降、引き続き障害者支援施設に入所が可能であると解釈してかまわないか。

また、平成 24 年 4 月以降も引き続き入所が可能であると解釈してよいか。

（答）お見込みのとおり、今回の改正（※）により、特定旧法指定施設に入所した者（特定旧法受給者及び平成 18 年 10 月以降に新たに入所した者）については、施設利用に係る報酬の算定期限を撤廃し、施設の新体系移行時及び平成 24 年 4 月以降も引き続き指定障害者支援施設への入所を可能とするものである。

※ 「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）の改正

【施設入所支援の人員配置】

問 13-2 施設入所支援の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成 21 年度以降の人員配置はどのようなになるのか。

(答) 生活介護と同様、人員については最低基準を満たしていれば基本報酬は算定できるものとする。

【重度障害者支援加算】

問 13-3 重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者となる「特別な医療が必要である者」について、現行の当分の間「褥瘡の処置」と「疼痛の看護」を含めるとする取扱いは引き続き継続されるのか。

(答) 引き続き当分の間、継続の取扱とする。

【夜間看護体制加算】

問 13-4 夜間看護体制加算は、看護職員が夜勤を行った日について算定するもの（毎日について看護職員が夜勤を行う必要はない）という理解でよいのか。

(答) 夜間看護体制加算は、毎日夜間看護体制をとっている場合に算定の対象となる。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 13-5 今回新設された本加算と福祉専門職員配置加算の併給は可能か。

(答) 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

【栄養マネジメント加算】

問 13-6 栄養マネジメント加算は、栄養ケア計画を作成されている利用者について算定するのか、利用者全員について算定するのか。

(答) 入所者全員に対する栄養計画の作成を行っている場合に加算の算定対象となり、利用者全員に対して算定するものとする。

14 短期入所

【基本報酬】

問 14-1

福祉型短期入所サービス（Ⅱ）及び（Ⅳ）は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

(答)

利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。

事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

【短期利用加算】

問 14-2

- 1 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）・（Ⅳ）（いずれも夜間のみ）の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか。
- 2 医療型特定サービス費（日中のみ）の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか？

(答) 短期利用加算については、いずれの短期入所に係るサービス費においても「連続して30日」算定可能である。

【短期利用加算】

問 14-3

ある短期入所事業所において、過去に利用実績のある障害者等が、一定の期間が経過した後、再度当該事業所を利用する場合に、短期入所利用加算の算定は可能か。

(答) お見込みのとおり。1回の利用が30日以内である場合には算定可能。

【重度障害者支援加算】

問 14-4

重度障害者支援加算の対象者は、告示第8の注1を準用することになっているが、次のとおりでよい。

区分6（障害児ではこれに相当する状態）で、意思疎通に著しい支障がある、次の①又は②の者。

①四肢すべてに麻痺等があり、かつ寝たきりの者のうち、次の（ア）又は（イ）の者に短期入所を行った場合に加算。

（ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

（イ）最重度の知的障害者。

②別に厚労大臣が定める基準（行動関連項目の合計点数が15点以上）を満たしている者。

なお、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費の場合、算定不可。

(答) お見込みのとおり。

【重度障害者支援加算】

問 14-5

職員体制に関わらず、該当する重度障害者を受け入れた場合、算定されるのか。

(答) 加算対象となる重度障害者を受け入れて支援を行った場合に算定可能である。

【重度障害者支援加算】

問 14-6

受給者証上の表記が必要であるか。

(答) 受給者証上の表記は必要。(共同生活介護においては、重度障害者支援加算対象者の確認をするために、重度支援と記載させることとしているので、短期入所についても、同様に重度支援と記載していただくことになる。)

【重度障害者支援加算】

問 14-7

市町村が短期入所の支給決定を行った者について、重度障害者支援加算の要件(=重度障害者等包括支援の対象となる者)に該当するか否かの判断、及び加算対象者である旨の受給者証への記載は、職権で行うこととしてよい。

特に、障害児の場合、短期入所の支給決定にあたっては5領域10項目の調査を行うのに対して、重度障害者等包括支援の支給決定にあたっては106項目の調査を行うことに加えて審査会の意見聴取が求められている。

そのため、5領域10項目の調査しか行っていない短期入所利用者について、重度障害者包括支援対象者の条件を満たすかどうかの判断がしにくいため、考え方についてご教示願いたい。

(答) 障害者にあつては、審査会の意見聴取の上、適切に判断していただきたい。
障害児にあつては、児童相談所の判断によることとされたい。

【栄養士配置加算】

問 14-8

- 1 管理栄養士・栄養士の「配置」とは、事業所との間で雇用契約が結ばれている必要があるか。
- 2 栄養士は他事業との兼務が可能か。また、その場合、複数の事業で加算を算定できるか。

(答)

- 1 栄養士又は管理栄養士については、当該施設に配置されていることとする(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む)
- 2 次のア、イのいずれかの取り扱いとする。
 - ア 併設型事業所又は空床利用型事業所においては、本体施設と同じ加算の取り扱いとする。
 - イ 例えば施設に併設する短期入所事業と3つの施設について栄養士が兼務している場合は、従前の取り扱いのとおり、当該加算の算定の対象となる施設は、2施設までとする。(併設型事業所又は空床利用型事業所はアの取り扱いで施設と一体のものとして取り扱って差し支えない)

【栄養士配置加算】

問 14－9

医療型短期入所サービス費を算定している場合は栄養士配置加算は算定できないとしているのはなぜか。

(答) 医療型短期入所サービス費の報酬には診療報酬上の食事療養費が評価されているので、算定の対象とならない。

【医療連携体制加算】

問 14－10

- 1 看護職員が短期入所事業所を訪問し、利用者に対して看護を行った場合が加算の対象となるが、医療的ケアを行わなかった場合は、加算の対象とならないのか。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額か。

(答)

- 1 医療連携体制加算は、看護職員をして短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し看護を行った場合加算することとしているが、病状等により医師の指示による看護行為が行えない状況も想定されることから、医療的ケアが行われなくても加算の対象とする。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額とする。

【単独型加算】

問 14－11

短期入所事業所の「単独型事業所」には、日中活動系サービス事業所に併設して事業を行うものだけでなく、短期入所事業のみを実施しているケースがあるが、この場合も単独型加算の算定は可能か。

(答) 短期入所事業のみを実施している単独型事業所についても単独型加算が算定可能である。

15 共同生活介護・共同生活援助

【基本報酬】

問 15－1

複数の共同生活住居を有する事業所の場合、共同生活住居ごとに世話人の配置を考え適用される報酬区分を変えてよいのか。それとも指定事業所全体の利用人数により判断することになるのか。

(答) 共同生活介護及び共同生活援助の人員配置は事業所ごととなっているため、住居ごとでなく、報酬区分も事業所ごととなる。

【基本報酬】

問 15-2

基本単価について、利用者の数をベースにするということは、入退所により単位数が変わるのか。

(答) 利用者の数は、原則として前年度の平均値である。

【体験利用】

問 15-3

体験利用サービス費を算定する場合、体験利用する者への支給決定を市町村があらかじめしておく必要があるのか。

(答) 体験利用に当たっては、通常の共同生活介護又は共同生活援助と同様、支給決定等の手続きが必要である。

【体験利用】

問 15-4

入院・入所している者だけでなく、在宅にいる者も体験利用することはできるか。

(答) 体験利用の対象者は、入院・入所している者に限定されないので、家族と同居している者も利用は可能である。

家族と同居しているうちから体験利用することは、将来の自立に向けてその可能性を育み、高めていく観点からも非常に重要であり、活用が広がることを期待しているところ。

【体験利用】

問 15-5

① 体験利用について、障害児施設に入所している児童が18歳到達後に共同生活介護等に移行することを念頭に体験利用する場合も対象となるか。

② 障害児施設給付費との併給について

①において障害児施設からの体験利用が可能であるとした場合、旧法施設支援との併給を禁じている規定にも鑑みて、障害児施設給付費(入所)と共同生活介護サービス費(Ⅳ)又は共同生活援助サービス費(Ⅴ)を併給することはできないと解しますが相違ないでしょうか。

(答)

① 障害児施設の入所者については、児童相談所長が認めた場合に対象となる。(家族との同居の場合も同様。)

② 外泊扱いとして体験利用は可能である。

【体験利用・夜間防災体制加算】

問 15-6

① ケアホーム、グループホームの体験入居について、人員基準はどのように考えればよいのか。体験入居者以外の人員に対して基準を満たしていればよいのか。それとも利用者及び体験入居者の合計人数に対して基準を満たさなければならないのか。それとも体験入居者専属の人員を配置しなければならないのか。

- ② グループホームの夜間防災体制加算について、一体型についても加算の対象となるのか。また、夜間支援体制をとっている一体型の事業所でも加算を付けることができるのか。

(答)

- ① 体験利用者も含めて、一体的に配置数を算定する。
- ② 一体型においても算定は可能である。

【体験利用】

問 15-7

体験利用の場合の居室の利用形態について

- ① 共同生活介護等の利用者（体験利用除く）が帰宅・入院等により不在の場合に、当該利用者の居室を、体験利用に供することは可能か。可能とすれば、帰宅時支援加算等を算定することは可能か。
- ② 利用されていない居室を、複数の体験利用者に交互に供することは可能か。例えば、同じ居室を、今週はA、来週はB、再来週はAが利用するといった形態。可能とすれば、利用の都度、契約を交わすこととなるのか。

(答)

- ① 平成18年11月13日付け「介護給付費等の算定に関するQ&A（VOL. 1）について」問10の短期入所の場合と同様、当該利用者と賃貸借契約が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、体験利用の用に供することはできない。
- ② 交互に利用することは可能であり、契約方法については適切な方法で締結して差し支えない。

【体験利用】

問 15-8

- ① 共同生活住居に、定員数以外の未使用の居室がある場合、その居室を使ってこのサービスを提供することができるのか。定員に空きのある場合だけか？
- ② 共同生活介護サービス事業所において定員4名（入所者3名、すべて程度区分2で生活支援員の配置はなしのケース）の場合、体験利用者（区分4）を受け入れる場合、程度区分に見合う生活支援員の配置時間を確保する必要があると考えるがどうか。

(答)

- ① 体験利用も定員の範囲内で実施することとなる。定員外の居室を利用する場合に、当該居室分含めた定員に変更する必要がある。
- ② 貴見のとおり。体験利用の者についても通常の利用者と同じ扱いとする。

【夜間防災体制加算】

問 15-9

グループホームの「必要な防災体制」とは、具体的にどういうことなのか。

(答) 報酬上想定しているのは警備会社との契約であるが、職員が夜間常駐している場合については、本加算を算定できる。

【日中支援加算】

問 15-10

日中支援加算について、土日等、日中活動がない日は全て（3日目以降）算定してよいのか。

（答）心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-11

日中支援加算について、高齢やひきこもり等で日中活動の支給決定を受けていない利用者については算定できないのか。

（答）心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-12

日中支援加算について、日中活動の欠席時対応加算と同日にそれぞれ算定することはできるか。

（答）それぞれ加算を算定することが可能である。

【日中支援加算】

問 15-13

日中支援加算について、就労している利用者に対して本加算が算定される、「心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないとき」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

（答）体調不良等により出勤ができない場合を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-14

刑務所からの出所者で「これに準ずる者」は、市町村が認定するのか。

（答）詳細の要件は通知に列挙する予定。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-15

「障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関」が設置されるまでの間、市町村はどういった機関に指導助言を求めることができるか。

（答）保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-16

地域生活移行個別支援特別加算

- ① 注において、特別な支援に対応した共同生活介護（援助）計画に基づきとあるが、特別な支援とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。
- ② 施設基準2では、研修の実施について規定されているが、この研修の具体的な内容はどのようなものを想定しているのか。
- ③ 厚生労働大臣が定める者のうち、「刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者」とあるが、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関とはどのようなものか。
- ④ 本加算と福祉専門職員配置等加算の併給は可能か。

（答）

- ① 本人や関係者からの聴き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育、訓練）が組み込まれた計画を作成する必要がある。特に本人が安定した行動がとれるような要因を踏まえた内容となるよう、支援に当たっての留意事項を明確にすることが重要である。
- ② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の支援にたずさわる地域定着支援センター等の関係者を講師として招き事業所単位で研修会を実施すること、既に支援の実績のある事業所へ出向き実習見学を行うこと、関係団体が行う研修会（テーマが合致したもの）の受講などを想定している。
- ③ 社会・援護局において検討している地域生活定着支援センターの他、保護観察所等を想定している。
- ④ 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

16 サービス利用計画作成費

【特定事業所加算】

問 16－1

特定事業所加算について、「次の（１）から（５）までの要件をみたすもの」とあるが、（１）から（５）すべての要件を満たす必要があるのか。いずれかの要件でよいのか。

（答）加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

【特定事業所加算】

問 16－2

サービス利用計画作成費の特定事業所加算を算定する要件のひとつに、「相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置」がある。

当県では、未だ現任研修を実施しておらず、平成21年度の早い時期に初めて実施する予定である。なお、全国で少なくとも9つの県等が平成20年度末時点で、現任研修を行っていない状況である。

加算の算定に係るその他の要件を全て満たす事業所に対して、平成21年度内

に現任研修を修了することを条件に、平成21年4月から特定事業所加算を算定することを認めても差し支えないか。

(答) 加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

【特定事業所加算】

問 16-3

指定相談支援の特定事業所加算において、「自立支援協議会に定期的に参加する等、医療機関や行政との連携体制をとっていること」とある。

医療機関や行政との連携体制をとっているのであれば、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会への参加を自立支援協議会への参加に置き換えて対応することは可能か？

(答)「連携体制」とは、自立支援協議会等の地域における相談支援体制に関する協議の場における委員となっている等、地域のネットワーク作りに参加するなどして医療機関や行政との連携を取っていることを言うものであり、障害者（児）の福祉に関する協議会等であれば対象として差し支えない。

17 障害児施設関係

【看護師配置加算、心理担当職員加算 職員配置 共通】

問 17-1

看護師（心理担当職員）を配置するにあたっては、常勤でなければならないのか、非常勤でもよいのか。

(答) 常勤であることが望ましいが、常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の職員で左記時間数を満たす場合）でもよい。

【看護師配置加算、資格】

問 17-2

准看護師を配置した場合も加算の対象となるか。

(答) 准看護師は対象とならない。（看護師のみが対象）

【心理担当職員加算、加算される児童の範囲】

問 17-3

心理療法を必要とされる児童のみに加算されるのか。

また、「必要とする障害児が5名以上」とは、契約で利用する児童の人数のことか。

(答) 利用者全員に加算されるものである。

「必要とする障害児が5名以上」については、措置と契約の合計で5名以上であれば対象となる。

【心理担当職員加算、障害児数の判断時点】

問 17-4 「必要とする障害児が5名以上」はどの時点で判断するのか。

(答) 加算の届け出を行う際に満たす必要がある。(満たさなくなった場合には届出が必要である。)

【心理担当職員加算、算定要件】

問 17-5

心理担当職員配置加算の算定要件の一つである「心的外傷のため心理療法を必要とする障害児が5名以上いること」の判断は誰が行うのか。

(答) 児童相談所長の判断となる。

【心理担当職員加算、設備等】

問 17-6 心理療法を行うための部屋や必要な設備とは何か。

(答) 専用室やパーテーション等、障害児が落ち着いてのぞむことができる環境を確保するために必要なものを指すものである。

【心理担当職員加算、担当職員の要件】

問 17-7

心理担当職員の資格要件について「個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるもの」とあるが、児童養護施設等における取扱いと同様と考えてよいか。

(答) 貴見のとおり。

【地域移行支援加算】

問 17-8

臨時特例交付金による特別対策事業の「地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）」と地域移行支援加算とは同じものか、別途算定できるのか。

(答) 別途算定できる。

【措置費との関係】

問 17-9

看護師配置加算、心理担当職員加算については、措置費でも設けられるのか。

(答) 貴見のとおり。

【グループホーム、ケアホームの短期間の体験利用と併給関係】

問 17-10

グループホーム、ケアホームの体験利用に係る報酬が新たに定められたが、障害児施設に入所しながらグループホーム、ケアホームの体験利用の併給は可能か。

(答) 算定は可能である。(入所施設支援と同様の取扱い)

なお、グループホーム、ケアホームを体験利用する場合、障害児施設については、入院・外泊時加算が算定される。

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 2)

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	日中活動系サービス共通	5
4	生活介護	7
5	児童デイサービス	8
6	自立訓練(機能訓練)	8
7	自立訓練(生活訓練)	9
8	就労移行支援	10
9	就労継続支援 A 型	11
10	就労継続支援 B 型	11
11	施設入所支援	11
12	短期入所	13
13	共同生活介護・共同生活援助	14

平成 21 年 4 月 1 日 (水)
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

平成 21 年 3 月 12 日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において Q & A (VOL. 1) をお示ししているものの追加分である。

1 共通事項

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-1

多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービス毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのか。もしくはそれらを多機能型事業所全体で行うのか。

(答) 多機能型事業所全体で、配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行うこととする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-2

福祉専門職員配置当加算(Ⅱ)の算定において、利用定員 20 人未満の事業所におけるサービス管理責任者が、生活支援員等の業務を行い、その常勤換算に算入している場合には、当該時間を、加算の算定を計算する際の分母に含めることとなるのか。

(答) お見込みのとおり。

【医療連携体制加算】

問 1-3

医療連携体制加算は「医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護職員の訪問を受けて提供される看護について」加算されるものとなっているが、事業所が看護師を雇用して配置した場合については算定できないのか。

(答) 事業所に配置される看護師についても、医療的ケアを行った場合については加算の対象とする。ただし、この場合においても、当該事業所の配置医師の指示に基づいて行われる必要がある。

【医療連携体制加算】

問 1-4

報酬告示中、短期入所の医療連携体制加算部分において「なお、この場合において、生活介護若しくは自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合」は本加算を算定できないとされているが、ここでいう「生活介護若しくは自立訓練(機能訓練)を行う指定障害者支援施設等」には、通所による生活介護若しくは自立訓練(機能訓練)を行う事業者において行う単独型短期入所は含まれるのか。

(答) 通所による生活介護又は自立訓練(機能訓練)事業者においては、医師及び看護職員の配置が義務づけられており、必要があれば当該医師及び看護職員において対応することが適当と考える。

【医療連携体制加算】

問 1－5

医療連携体制加算（Ⅱ）では、1人の看護師が訪問対応できる利用者数を8名としているが、1度の訪問において9名以上の利用者に対して医療的ケアを行った場合については、どのように算定を行うこととなるのか。

（答）1回の訪問においては8名を限度としているため、複数の看護師で対応していただくことを原則とする。

ただし、1人の看護師によって対応した場合については、8名分のみ加算を算定することとする。この場合の「8人」については、医療的ケアが行われた利用者のうち、特に医療的ケアの必要性が高い8人とする。

【医療連携体制加算】

問 1－6

多機能型事業所において、1回の訪問において次の利用者に対して看護を行った場合については、どのように取り扱うのか。

- ①・自立訓練（生活訓練）利用者 3人
・就労移行支援利用者 8人
- ②・自立訓練（生活訓練）利用者 3人
・就労移行支援利用者 1人
- ③・生活介護利用者 2人
・就労移行支援利用者 2人

（答）

- ① この場合、対象者が11人とみなされるため、問1－5でお示ししている取扱いによって「医療連携体制加算（Ⅱ）」を算定する。
- ② 就労移行支援利用者は1人のみであるが、多機能型事業所全体としては4名であるため、4名全員に対して医療連携体制加算（Ⅱ）を算定する。
- ③ 生活介護を行っている多機能型事業所であるため、医師及び看護職員の配置がされていることから、当該多機能型事業所の利用者については医療連携体制加算を算定しない（機能訓練が行われている場合についても同様の取扱いとする。）。

【医療連携体制加算】

問 1-7

- ① 訪問した看護師が、加算算定対象とならないバイタルチェックのみを利用者に対して行い、同じ訪問で別の利用者 1 人に対して医療行為を行った場合には、医療連携体制加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定することになるのか。
- ② また、バイタルチェックのみの利用者と併せて 8 人を超える場合に、当該加算を算定できるのか。

（答）

- ① 医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算として
いることから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて
実施していただき、他の利用者とのサービス内容と分けて実施することとする。
その上で、医療連携体制加算（Ⅰ）は、その事業所に対象者が 1 人しかおらず、
割高な単価とならざるを得ないことを評価したものであり、複数の利用者の場合は
（Ⅱ）を算定することとした。この趣旨を踏まえると、このケースでは（Ⅱ）を算
定していただきたい。
- ② バイタルチェックのみの利用者と合わせて 8 人を超える場合でも、当該加算対象
者については、8 人までは、医療連携体制加算（Ⅱ）を算定して差し支えない。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問 2-1

特定事業所加算の算定要件の一つである「熟練した従業者の同行による研修を実施している」事業所とは、どのような事業所をいうのか。また、同行による研修を行った場合は、実施についての記録を行う必要があるか。

（答）新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修を実施する体制（同行者の選任、研修内容等の策定）を整備している事業所であって、届出日の属する月の前 3 月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、当該研修を実施している事業所をいい、加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。）

ただし、平成 21 年 4 月に届出を行う事業所にあつては、6 月までの間、当該研修を実施する体制が整備されていることをもって足りるものとする。（平成 21 年 5 月又は 6 月に届出を行う事業所にあつては、届出月前の 4 月又は 4～5 月における当該研修の実績が必要となる。）

また、当該研修を実施した場合は、指定基準第 19 条に基づき、備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

問 2-2

(答) 居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業員の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出し、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が40時間（※）の事業所において、前3月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例（A～Dは従業者）

D：重度訪問介護従業者養成研修課程修了者
 重度訪問介護の勤務延べ時間数 120h（一月平均 40h）

- ① 居宅介護事業所における「従業員のうち、介護福祉士の占める割合」
- ・ 居宅介護事業所における従業員全体の常勤換算人数
 $60 \text{ h (A40 h+B10 h+C10 h)} \div 40 \text{ h (※)} = 1.5 \text{ 人}$
 - ・ 居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数
 $50 \text{ h (A40 h+C10 h)} \div 40 \text{ h} = 1.2 \text{ 人 (小数点第2位以下切り捨て)}$
 - ・ 従業員のうち、介護福祉士の占める割合
 $1.2 \text{ 人} \div 1.5 \text{ 人} = 80.0\%$

②重度訪問介護事業所における「従業員のうち、介護福祉士の占める割合」

- $$80 \text{ h (B30 h+C10 h+D40 h)} \div 40 \text{ h (※)} = 2.0 \text{ 人}$$

- ・ 重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数
 $10\text{h (C10h)} / 40\text{h} = 0.2\text{人}$ (小数点第2位以下切り捨て)
- ・ 従業者のうち、介護福祉士の占める割合
 $0.2\text{人} / 2.0\text{人} = 10.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が30%未満のため要件に不適合

【特別地域加算】

問2-3

特別地域加算の対象地域に居住している利用者について、受給者証に当該加算の対象となる旨の記載を行うのか。

また、記載を行うこととする場合、現に訪問系サービスを利用している利用者の受給者証への記載は平成21年4月にすべて行わなければならないか。

(答) お見込みのとおり。

なお、現に訪問系サービスを利用している利用者にあつては、支給決定の更新時期等に特別地域加算の対象となる旨を受給者証に記載することで差し支えない。

3 日中活動系サービス共通

【欠席時対応加算】

問3-1

欠席時対応加算に係る取扱いについて

- ① 欠席について、何日前までの連絡であれば加算を算定できるのか。
- ② 当該加算は、欠席によるキャンセル料を利用者より徴収することとしている事業所については、算定できないのか。

(答)

- ① 急病等によりその利用を中止した日の2営業日前までの間に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- ② 当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする（食材料費等に対するキャンセル料を除く）。

【リハビリテーション加算】

問３－２

リハビリテーション加算の算定要件の「利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること」について、

- ① サービス提供日には必ず、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が１名以上、配置されている必要があるという理解でよいか。

この場合、リハビリを行う時間帯だけ配置されていれば、常勤でなくても構わないと考えてよいか。

- ② 医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者の多寡に関わらず、生活介護の単位ごとに１名以上と考えてよいか。

- ③ 「定期的に記録」とは、どの程度の頻度でどんな記録か。

(答)

- ① サービス提供に当たっては、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別のリハビリテーションを行うこととする。なおこの場合の理学療法士等はリハビリを行う時間帯に配置されていればよい。また、常勤職員でなくても構わない。

- ② お見込みのとおり。

- ③ 事務処理手順を別途お示しすることとするが、介護保険のリハビリテーションマネージメントに準拠して作成することとするので参照されたい。

【リハビリテーション加算】

問３－３

生活介護、自立訓練（機能訓練）、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設において算定可能なリハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者については、利用日全部について加算が算定されとお示しいただいているが、生活介護及び自立訓練（機能訓練）においては、各月の日数から８日を控除した日数を上限とし、身体障害者入所更生施設及び身体障害者入所療護施設においては、各月における暦日数を上限として算定可能であるということにより。

(答) 身体障害者入所更生施設、身体障害者入所療護施設においてもリハビリテーション加算の算定日数は各月の日数から８日を控除した日数を上限とする。

4 生活介護

【人員配置体制加算】

問 4－1

通所による指定生活介護事業所については、当加算を算定することができないのか。

(答) 通所による生活介護事業所についても、以下の要件を満たした場合には、人員配置体制加算の算定を行うことができる。

○人員配置体制加算（Ⅰ）

1.7：1以上の人員配置を行い、かつ、

- ・区分5又は区分6に該当する利用者
- ・区分4以下であって、行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の総数が、全利用者数の100分の60以上である事業所

○人員配置体制加算（Ⅱ）

2：1以上の人員配置を行い、かつ、

- ・区分5又は区分6に該当する利用者
- ・区分4以下であって、行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の総数が、全利用者数の100分の50以上である事業所

○人員配置体制加算（Ⅲ）

2.5：1以上の人員配置を行っている事業所

なお、指定障害者支援施設等において行う生活介護については、それぞれの人員配置の要件のみを満たせば算定を行うことができる。

【人員配置体制加算】

問 4－2

本加算について、

- ① 生活介護事業所全体ではなく、生活介護の「単位」ごとに加算を算定することとなるのか。
- ② 加算を算定する場合、生活介護の「単位」の利用定員に応じた加算単価とするのか、それとも生活介護事業所全体の利用定員に応じた加算単価とするのか。

(答)

- ① お見込みのとおり。
- ② 生活介護の「単位」の利用定員に応じた加算単価とする。

【人員配置体制加算】

問 4－3

旧体系施設から移行した場合については、人員配置体制加算を算定する条件はどのようなになるのか。

(答)「前年度の利用者の平均値」を出す際には、指定基準の人員配置と同様の考え方に基づくこととする。

例えば、特定旧法指定施設から移行した場合については、生活介護の指定を申請した日の前日から直近 1 月間の全利用者の延べ数を当該 1 月間の開所日数で除して得た数とし、当該指定後 3 月間の実績により見直すことができることとする。

この利用者数に対して、現在どの水準の人員配置を行っているかによって、加算の算定の可否が決定される。

5 児童デイサービス

【基準該当児童デイサービス事業所の加算】

問 5

今回新たに設けた加算につき、基準該当事業所も対象となるのか。その際の届け出はどこに行うのか。

(答) 標記質問については、3 月 6 日発出の「障害福祉サービス費等報酬改定等に関する都道府県等担当者説明会」に係る Q & A の 22 で回答したところであるが、施行にあたり、指導員加配加算及び福祉専門職員配置等加算については、指定児童デイサービスの人員基準を満たした上で、さらに手厚い人員体制を評価する趣旨であることから、基準該当児童デイサービス事業所は対象除外としたのでご留意願いたい。なお、職員の配置ではなく、利用者に係る家庭連携加算、訪問支援特別加算、医療連携加算及び欠席時対応加算は対象となるものである。

6 自立訓練（機能訓練）

【視覚障害者に対する専門的訓練】

問 6

「視覚障害者に対する専門的訓練の場合」について、別に厚生労働大臣の定める従業者の具体的な内容如何。

(答) 別に厚生労働大臣の定める従業者は、以下の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者に対する訓練を行う者を養成する研修を修了した者とする。

- ①国立障害者リハビリテーションセンター（旧国立身体障害者リハビリテーションセンター）学院の視覚障害学科又は視覚障害生活訓練専門職員養成課程
- ②社会福祉法人日本ライトハウスが委託を受けて実施する視覚障害生活訓練指導員研修（平成 13 年 3 月 30 日付け障発第 141 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」）

- ③社会福祉法人日本ライトハウスが委託を受けて実施していた視覚障害生活訓練指導員研修（平成6年7月27日付け社援更第192号厚生省社会・援護局長通知「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」）
- ④社会福祉法人日本ライトハウスが委託を受けて実施していた盲人歩行訓練指導員研修（昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会局長通知「盲人歩行訓練指導員研修事業について」）

7 自立訓練（機能訓練）

【地域移行支援体制強化加算】

問7-1

地域移行支援体制強化加算を算定する際の宿泊型自立訓練の利用者の数とは、前年度の利用者数の平均でよい。

（答）地域移行支援体制強化加算を算定する際の利用者の数は、他の加算と同様の取扱いとし、原則として当該年度の前年度の平均を用いる。

【地域移行支援体制強化加算】

問7-2

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している宿泊型自立訓練事業所が地域移行支援体制強化加算を算定することは可能か。

（答）宿泊型自立訓練事業所において、福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）及び地域移行支援体制強化加算の算定要件をそれぞれ満たす場合、同一日に当該2つの加算を算定することも可能である。

【通勤者生活支援加算】

問7-3

通勤者生活支援加算は、通常の事業所に雇用されている者のみ算定できるのか。それとも都道府県知事に届け出た宿泊型自立訓練事業所の利用者全員が算定できるのか。

また、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行った日のみ算定することができるのか。

（答）当該加算は、事業所の体制を評価する加算であるため、日ごとの支援の有無にかかわらず、都道府県知事に届け出た宿泊型自立訓練事業所の利用者全員について、算定することができる。

【通勤者生活支援加算】

問 7 - 4

「通常の事業所に雇用されている」者には、就労継続支援 A 型等の障害福祉サービス事業所を利用している者を含むのか。また、就労移行支援事業、就労継続支援事業の施設外支援や施設外就労をしている者は含むのか。

(答) 「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労の者をいい、就労継続支援 A 型等の障害福祉サービス事業所を利用している者は含まない。

8 就労移行支援

【就労移行支援体制加算】

問 8 - 1

就労移行支援体制加算の算定方法において、「前年度及び前々年度において、・・・6 月を超える期間継続して就労している者」の解釈について

- ① 旧法指定施設から就労移行支援事業、もしくは旧法指定施設から就労継続支援（A 型・B 型）事業に移行後、就労移行支援事業に移行した事業所の場合、移行前の実績は認められるのか。
- ② 上記以外の施設から就労移行支援事業に移行した事業所は、移行前の実績を含めないということによいか。

(答) ①、②とも、ご見解のとおり。

【就労支援関係研修修了加算】

問 8 - 2

就労支援関係研修修了加算の算定要件である「1 年以上の実務経験」について、就労移行支援事業の就労支援員としての経験のみを要件とするのか。

また、1 年以上の実務経験は連続して積む必要があるか。

(答) 就労移行支援事業における就労支援員としての経験のほか、旧法授産施設、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（基準該当含む）も含まれる。

また、実務経験は、合算して 1 年以上でも差し支えない。

9 就労継続支援 A 型

【重度者支援体制加算】

問 9 「障害基礎年金 1 級を受給する利用者」の算定について、取扱いを教えてください。

(答)

平成 20 年障障発 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の「4 就労継続支援 B 型サービス費（I）の取扱いについて」と同様の取扱いとなるため、通知をご参照願いたい。

【参考】（「就労継続支援 B 型サービス費（I）の取扱いについて」（通知条文抜粋））

- ① 各月の各日毎の利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を各月毎に算出。
 - ② 上記①により算出した全ての月の延べ人数を合計（障害基礎年金 1 級受給者の利用者延べ人数）
 - ③ 各月の各日毎の利用者の延べ人数を各月毎に算出
 - ④ 上記③により算出した全ての月の延べ人数を合計（利用者延べ人数）
 - ⑤ ②÷④により利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出。
- ※ なお、就労継続支援 B 型における重度者支援体制加算も同様。

10 就労継続支援 B 型

【目標工賃達成指導員配置加算】

問 10

目標工賃達成指導員は、複数配置してもよいのか。

(答) 配置は可能であるが、体制加算であるため、複数配置しても報酬単価は 72 単位（利用定員 21 人以上～40 人以下の場合）である。

11 施設入所支援

【基本報酬】

問 11-1

日中活動では訓練等給付（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を受けている利用者については、どの障害程度区分の施設入所支援単価を算定することとなるのか。

(答) 訓練等給付の利用者であっても、当該利用者の障害程度区分に応じた施設入所支援単価を算定する。ただし、障害程度区分認定を行っていない利用者については、「区分 2 以下」の単価を算定することとする。

【重度障害者支援加算】

問 11－2

21 年 3 月以前に重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定を開始している場合でも、算定開始から 90 日以内であれば、21 年 4 月以降に 700 単位をさらに加算することができるか。

（答）算定できない。

平成 21 年 4 月以降に新たに入所した場合から適用する。

【夜間看護体制加算】

問 11－3

「生活支援員に替えて看護職員」を配置することを条件としているが、看護職員を配置した場合、指定基準や夜勤職員配置体制加算における「生活支援員」を満たさなくなってしまうのか。

（答）生活支援員に替えて看護職員を配置した場合、当該看護職員は生活支援員として、指定基準等の適用を受ける。

【土日等日中支援加算】

問 11－4

障害者支援施設の入所者が、当該障害者支援施設の日中活動系サービス（訓練等給付に係るサービスに限る。）を体調不良等で休んだ場合については、どのような取扱いとなるのか。

（答）体調不良等により、当該訓練等給付に係る日中活動系サービスを受けなかった場合においても、当該障害者支援施設において支援を行うことが必要と考えられることから、土日等日中支援加算を算定することとする。

【経口移行加算・経口維持加算】

問 11－5

経口移行加算・経口維持加算については、当初計画が作成された日から起算して 180 日を限度に算定可能となっているが、既に経口移行・維持についての計画を作成し、実行している事業所についてはどのように取扱うのか

（答）平成 21 年 4 月以降に新たに経口移行・経口維持についての取り組みを開始した場合から算定することとする。

【経口移行加算・経口維持加算】

問 11－6

経口移行加算、経口維持加算を算定する場合、医師の診断を受け摂食障害等が認められた利用者である必要があるのか。

（答）医師の診断を必要とする。

12 短期入所

【基本報酬】

問 12-1

平成 21 年 4 月以降については、次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいか。

ケース①

障害者が日中他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。

ケース②

障害児が、昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から養護学校に通った場合。

(答)

福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供してないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定することとする。

この考え方に立つと、

○ケース①

福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）を 2 日分算定する。

○ケース②

1 日目は福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）を、2 日目は福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）を算定する。

【基本報酬】

問 12-2

医療型短期入所については、他の日中活動サービスの利用の有無にかかわらず同じ単価を使用するのか。

(答)

医療型短期入所サービス費については、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、同一日に他の日中活動系サービスに係る報酬は算定できない。

なお、当該医療型短期入所事業所の医療的支援を受けながら、他の日中活動サービスと組み合わせて、サービスを行った場合の報酬の配分は、医療保険における対診の考え方と同様に相互の合議に委ねるものとする。

【短期利用加算】

問 12-3

平成 21 年 3 月半ばより利用を開始した利用者について、その利用開始日から 30 日以内の期間であれば、4 月に短期利用加算を算定することが可能か。

(答) 算定できない。

平成21年4月以降に新たに利用を開始した場合においてのみ、加算を算定できる。

13 共同生活介護・共同生活援助

【体験利用】

問 13-1

障害者支援施設の入所者がケアホームを体験利用中に、日中活動系サービスを利用することはできるか。

(答) 障害者支援施設の入所者が体験利用を行う場合、通常のケアホーム入居中と同様、日中活動系サービスを利用することができる。

【体験利用】

問 13-2

ケアホームの共同生活介護サービス費(Ⅳ)と施設入所サービス費は併給可能か。

(答) 例えば、施設入所者がケアホームにおいて体験利用を行う場合、ケアホームにおいては共同生活介護サービス費(Ⅳ)を、入所施設においては、入院・外泊時加算等を算定することができる。

【体験利用】

問 13-3

入所施設から一時的にケアホームを体験利用する場合、入居日及び退居日の取扱いはどうなるのか。

(答) 入居日及び退居日については、入所施設の基本報酬とケアホームの体験利用の報酬の両方を算定することができる。ただし、入所施設とケアホームが同一敷地に存在する場合、又は隣接若しくは近接する場合であって相互に職員の兼務等が行われている場合は、入所(入居)の日は算定され、退所(退居)の日は算定されない。

【体験利用】

問 13-4

新規にケアホームを利用する全ての利用者に対し、50日間、共同生活介護サービス費(Ⅳ)を算定してもよいか。

(答) 基本的には、利用者の状態像に合わせ、徐々に体験日数を増やしていく等の利用方法が想定されるものであるが、市町村において、支給決定時に要否や期間を判断する。

【体験利用】

問 13-5

ケアホームの体験利用に際して、入所・入院者の入所・入院期間の要件はあるのか。

(答) 体験利用は、家族と同居している者も利用可能としており、入所・入院期間については要件とはしない。

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 3)

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	重度訪問介護	5
4	日中活動系サービス共通	6
5	生活介護	7
6	児童デイサービス	7
7	自立訓練	8
8	施設入所支援	8
9	短期入所	9
10	共同生活介護・共同生活援助	10
11	障害児施設	12
12	その他事項	13

平成 21 年 4 月 30 日 (木)
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

1 共通事項

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1－1

同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

例 1 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、就労継続支援 B 型事業所で 10 時間の場合

例 2 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 20 時間、就労継続支援 B 型事業所で 20 時間の場合

例 3 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で 10 時間、サービス管理責任者として勤務している場合

(答)

1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、

① 福祉専門職員配置等加算 (I)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 25% 以上

② 福祉専門職員配置等加算 (II)

ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 75% 以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 30% 以上

があるところである。

2 このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。

複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1 週間の勤務時間の 2 分の 1 を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員 (1 人) として評価されたい。

3 また、②のアにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数 (分子)」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数 (分母)」が 75% 以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。

4 例 1 : ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員 (1 人) として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 2 : ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援 B 型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員 (1 人) として取り扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 3 : ①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員 (1 人) として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1－2

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所（施設）における勤続年数や異なる業種（直接処遇職種）における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の継承時にも通算できるのか。

また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

（答）

同一法人内であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の継承の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。

ただし、いわゆるグループ法人については、通算はできない。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1－3

介護給付費単位数表第 15 の 14 の注に規定する目標工賃達成指導員について、就労継続支援 B 型における福祉専門職員配置等加算を算定する際の職業指導員又は生活支援員に含まれるのか。

（答）

目標工賃達成指導員については、あくまで目標工賃を達成するための配置となるので、職業指導員又は生活支援員としては考えない。

【福祉専門職員配置等加算について】

問 1－4

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないが、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は当該事業所以外の事業所の職務に従事することができるものとなっているが、管理者が当該事業所の生活支援員として同時並行的に兼務を行う場合、当該事業所において常勤とされている時間を生活支援員として勤務しているのであれば、常勤の生活支援員として取り扱うことはできるのか。

（答）

管理者は、人員配置基準上、管理業務に支障のない範囲において直接処遇職員との同時並行的兼務が可能であり、働いた全ての時間について兼務した職種の勤務時間に算入することができるので、管理者が同時並行的兼務を行う場合において、当該事業所において常勤とされている時間を生活支援員として勤務しているのであれば、常勤の生活支援員として取り扱うことができる。

なお、この場合においては、当該事業所の管理業務及び適正なサービスの提供に支障がないように留意することが必要である。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問 2－1

特定事業所加算における「介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者」とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、資格取得見込者についてその具体的取扱いについて示されたい。

(答)

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。

【特定事業所加算】

問 2－2

特定事業所加算における「計画的な研修の実施」を行う上での留意事項を示されたい。

(答)

研修計画の策定に当たっては、当該計画の期間については定めていないため、当該従業者の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、従業者ごとに策定することとされているが、この従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

【特定事業所加算】

問 2－3

居宅介護事業所及び行動援護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、利用回数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下表のような居宅介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。（行動援護事業所においても同様の算出方法となる）

$$36 \text{ 回} / 120 \text{ 回} = 0.3 = 30.0\%$$

※この場合、30%以上であるため要件に適合する。

(例) 居宅介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	1	4回	4回	4回	12回
B	2	6回	6回	6回	18回
C	3	8回	8回	8回	24回
D	4	10回	10回	10回	30回
E	5	12回	12回	12回	36回
合計					120回

【緊急時対応加算及び初回加算】

問 2－4

緊急時対応加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

(答)

緊急時対応加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致するサービスを提供した場合に算定されるものである。

したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、指定基準第9条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

【緊急時対応加算及び初回加算】

問 2－5

緊急時対応加算及び初回加算について同時に算定することは可能か。

(答)

同時に算定が可能である。

【緊急時対応加算】

問 2－6

緊急時対応加算の算定時における居宅介護等の所要時間の決定について。

(答)

要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。

また、本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況をサービス提供責任者に報告した上で、サービス提供責任者が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断（事後の判断を含む。）した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間（現に要した時間ではないことに留意すること。）とすることも可能である。

【緊急時対応加算】

問 2－7

ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、緊急時対応加算の対象となるか。

(答)

この場合は、緊急時対応加算の対象とはならない。(居宅介護計画等により計画されていたサービスについてのサービス提供時間の延長は当該加算の対象とならない。)

【初回加算】

問 2－8

初回加算は過去 2 か月の間に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できるとされているが、その具体的な取扱いを示されたい。

(答)

初回加算は過去 2 月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できるが、この場合の「2 月」とは歴月(月の初日から月の末日まで)によるものとする。

したがって、例えば、4 月 15 日に利用者にサービス提供を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の 2 月 1 日以降に当該事業所からサービス提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 居宅介護事業所が一体的にサービス提供している重度訪問介護及び行動援護の利用実績は問わないこと。(ただし、過去 2 月に居宅介護の身体介護の利用実績がある利用者に対して、過去 2 月利用実績の無かった家事援助をサービス提供したとしても初回加算は算定できない。)

【特別地域加算】

問 2－9

月の途中において、転居等により中山間地域に居住地が変わった場合、実際に中山間地域に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

(答)

該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。

3 重度訪問介護

【特定事業所加算】

問 3－1

特定事業所加算における「サービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として 3,000 時間以上の指定重度訪問介護の実務経験」には、日常生活支援事業の実務経験を含めていいのか。

(答)

日常生活支援事業の実務経験を含めて差し支えない。

【特定事業所加算】

問 3-2

重度訪問介護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、サービス提供時間数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下記表のような重度訪問介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。

$$1,200 \text{ 時間} \div 2,250 \text{ 時間} = 0.5333 \cdots = 53.3\%$$

※この場合、50%以上であるため要件に適合する。

(例) 重度訪問介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	4	100 時間	100 時間	100 時間	300 時間
B	4	120 時間	120 時間	120 時間	360 時間
C	4	130 時間	130 時間	130 時間	390 時間
D	6	400 時間	400 時間	400 時間	1,200 時間
合計					2,250 時間

4 日中活動系サービス共通

【医療連携体制加算について】

問 4-1

訪問した看護師が、加算算定対象とならないバイタルチェックのみを利用者に対して行い、同じ訪問で別の利用者1人に対して医療行為を行った場合には、当該1人の利用者に対しては、医療連携体制加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定することになるのか。

(答)

平成 21 年 4 月 1 日付の平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 2) において、「医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算として、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて実施していただき、他の利用者とのサービス内容と分けて実施することとする。

その上で、医療連携体制加算（Ⅰ）は、その事業所に対象者が1人しかおらず、割高な単価とならざるを得ないことを評価したものであり、複数の利用者の場合は（Ⅱ）を算定することとした。この趣旨を踏まえると、このケースでは（Ⅱ）を算定していただきたい。」とお示したところであるが、これは、バイタルチェックの実施についても、本加算の評価対象ではないものの、費用は当然に発生しており、本加算の対象となる看護の提供を受ける利用者とバイタルチェックサービスの利用者として全体の費用を按分して負担することが適当である。よって、本加算の対象となる看護を受ける者1人のために看護職員の派遣を受けている状況ではないことから（Ⅱ）を算定することとしたところである。

5 生活介護

【人員配置体制加算】

問5-1

通所による指定生活介護事業所において人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定するためには、厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）の2の指定生活介護等の施設基準に掲げる人員配置を満たし、区分5若しくは区分6に該当する利用者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の総数が、それぞれ全利用者の60%又は50%以上である場合に算定することができるが、それらの利用者の割合については、どのように算出するのか。

（答）

当該年度の前年度1年間の利用者の平均値（厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）に該当する利用者は除く。）から、区分5若しくは区分6に該当する利用者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の割合を算出することになる。

例 週5日利用の区分6に該当する利用者が6人、区分5に該当する利用者が5人、区分4に該当する利用者が4人、区分3に該当する利用者が3人、区分2に該当する利用者が2人である通所による指定生活介護事業所の場合（1週間の利用日数が1年間を通じて変化しないものと仮定した場合の例）

1 延べ利用者数の算定＝1,520人＋1,300人＋1,040人＋780人＋520人＝5,160人

- ・ 区分6→6人×5日×52週＝1,560人
- ・ 区分5→5人×5日×52週＝1,300人
- ・ 区分4→4人×5日×52週＝1,040人
- ・ 区分3→3人×5日×52週＝780人
- ・ 区分2→2人×5日×52週＝520人

2 区分5若しくは区分6に該当する者又は行動関連項目の点数の合計が15点以上である利用者の割合の算定

- ・ $(1,560人 + 1,300人) \div 5,160人 \times 100 = 55.42\% \rightarrow 55\%$

この場合、2：1以上の人員配置を行えば、人員配置体制加算（Ⅱ）の算定が可能になる。

6 児童デイサービス

【指導員加配加算】

問6-1

指導員又は保育士を1名以上配置（常勤換算による算定）とあるが、クラス単位で1名以上加配していれば加算の対象となるのか。

（答）

同日に複数のクラスを実施している場合については、各単位（クラス）において1名以上加配していれば加算の対象となる。

7 自立訓練

【訪問による自立訓練】

問 7-1

訪問による自立訓練を利用する際、以前から通所の自立訓練を利用していなければならないのか。

(答)

訪問による自立訓練は、現に通所による自立訓練を利用している者に限定されるものではなく、将来的に通所による自立訓練を利用することを前提として、自立訓練（機能訓練）計画又は自立訓練（生活訓練）計画において、通所による訓練と訪問による訓練の双方についての目標その他の支援方針等について定めている場合には、訪問による自立訓練を先行して利用することも差し支えない。

8 施設入所支援

【療養食加算】

問 8-1

療養食加算に係る食事せん交付の費用は、報酬に含まれていると解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

【療養食加算】

問 8-2

障害者支援施設等において療養食の調理を外部委託している場合にも、当該加算は算定可能か。

(答)

以下のいずれの要件も満たす場合には、当該加算が算定できる。

- ① 当該施設において、栄養士配置加算が算定されていること。
- ② 医師の食事せんに基づいた療養食の献立表が作成されていること。
- ③ 衛生上適切な措置（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理の調理方式）が施された上で療養食が提供されていること。

9 短期入所

【人員配置】

問 9-1

指定共同生活介護事業所で行う単独型事業所について、指定共同生活介護のサービス提供時間の生活支援員の配置はどのように考えればよいのか。

(答)

指定共同生活介護事業所において指定短期入所の事業を行う場合は、指定共同生活介護のサービス提供時間において、当該指定共同生活介護事業所の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該共同生活介護事業所の利用者の数とみなし、当該共同生活介護事業所における生活支援員として必要とされる数以上配置することとしている。

例 指定共同生活介護事業所の利用者が 12 人（区分 6 が 2 人、区分 5 が 4 人、区分 4 が 6 人）
指定共同生活介護事業所に併設する単独型事業所の利用者が 2 人（区分 5 が 2 人）とした場合
の生活支援員の必要数（単独型事業所の利用者について 1 週間の利用者に変動がないものと仮
定した場合）

- ・ 区分 6 → $2 \text{ 人} \div 2.5 \text{ 人} = 0.8 \text{ 人}$
- ・ 区分 5 → $(4 \text{ 人} + 2 \text{ 人}) \div 4 = 1.5 \text{ 人}$
- ・ 区分 4 → $6 \text{ 人} \div 6 = 1 \text{ 人}$
- ・ 生活支援員の必要数 = $0.8 \text{ 人} + 1.5 \text{ 人} + 1 \text{ 人} = 3.3 \text{ 人以上}$ 配置することが必要

【基本報酬】

問 9-2

福祉型短期入所サービス費について、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合には、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価している福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは当該指定短期入所における昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定することになっているが、日中において福祉型短期入所サービスを利用した利用者に対して利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わなかった場合については、いずれのサービス費を算定することとなるのか。

(答)

昼食の提供をもって（Ⅰ）若しくは（Ⅲ）と（Ⅱ）若しくは（Ⅳ）の適用を判断することとしたのは、個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したものであり、日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。

ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるので、サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとする。

10 共同生活介護・共同生活援助

【基本報酬】

問 10-1

世話人を5：1の人員配置で届け出ている一体型事業所において、共同生活介護は4：1の報酬単価、共同生活援助は6：1の報酬単価を算定することは可能か。

(答)

一体型事業所においては、指定基準において共同生活介護と共同生活援助を1つの事業所であるとみなして人員配置をすることとしているため、本ケースにおいても、5：1として届出が行われているのであれば、共同生活介護、共同生活援助ともに5：1の報酬を算定することとなる。

【体験利用】

問 10-2

共同生活介護を体験利用する場合、障害程度区分の認定を受けていない者については新たに区分認定が必要となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

【体験利用】

問 10-3

共同生活援助と共同生活介護を各々体験的に利用する場合、各々、連続30日以内かつ年間50日以内で利用することができるのか。

(答)

各々、連続30日以内かつ年50日以内の算定が可能であるが、市町村においては、支給決定に際し、必要性等を十分に勘案して判断されたい。

【体験利用】

問 10-4

グループホーム入居者が別のグループホーム又はケアホームを体験的に利用することは可能か。

(答)

体験の必要性が認められるのであれば可能である。ただし、同一敷地内又は同一事業所の他の共同生活住居への体験利用については、体験利用にかかる報酬を算定できない。

【体験利用・居宅介護利用】

問 10-5

共同生活介護を体験的に利用する際に、当該利用者が居宅介護や重度訪問介護を個人単位で利用することはできるか。

(答)

通常の共同生活介護の利用者と同様の要件を満たしているのであれば可能。なお、その際の報酬単価は、通常の共同生活介護の利用者が個人的に居宅介護等を利用する際と同様の単価を算定することとなる。

【夜間支援体制加算】

問 10-6

複数の住居を有している一体型事業所において、夜間の支援体制を確保して夜間支援体制加算を算定する場合、対象利用者数についてどうカウントするのか。

(例) 住居① (利用者数：CH 4 名、GH 2 名)

住居② (利用者数：CH 1 名、GH 6 名)

※ 1 人の夜間支援従事者が巡回する。

(答)

夜間支援対象者の数は共同生活介護の利用者のみで算出するので、例の場合は夜間支援対象者の数を 13 名とするのではなく、5 名として算定する。

【夜間防災体制加算】

問 10-7

グループホームにおける夜間の見回りを警備会社へ委託することとし、近隣にある同法人の入所施設と一括して契約した場合、本加算の算定としてよいのか。

(答)

緊急時において、グループホームへの対応が速やかに対応できるのであれば、算定可能である。ただし、入所施設が全額負担している場合などグループホームが費用負担していないときは算定できない。

【夜間防災体制加算】

問 10-8

夜間防災体制加算について、近隣施設の事務職員等が夜間に見回りなどを行った場合、当該加算を算定することは可能か。

(答)

指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価されている職務に従事している者の場合は算定できない。

【夜間支援体制加算・夜間防災体制加算】

問 10-9

夜間支援体制加算を算定している一体型事業所の共同生活住居において、共同生活介護の夜間支援従事者を配置することをもって、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することとしてよい。

(答)

夜間支援従事者は、共同生活介護の報酬により評価されているため、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することはできない。

【夜間防災体制加算】

問 10-10

一体型事業所において、夜間の防災体制を確保して夜間防災体制加算を算定する場合の利用者数はどうカウントするのか。

(例) 住居(利用者数: CH 1 名、GH 6 名)

※住居には自動通報装置を設置しており、緊急時に速やかに対応できる体制を確保している。

(答)

夜間防災体制加算は、共同生活援助の利用者について算定するものであり、一体型事業所における共同生活介護の利用者については算定しない。例の場合は、利用者の数を 7 名とするのではなく、6 名(グループホーム対象者のみ)として算定する。

11 障害児施設

【看護師配置加算】

問 11-1

看護師が、同一法人・同一敷地内において設置されている障害者支援施設と障害児施設において兼任している場合の加算の取扱い如何。

(答)

障害児施設において常勤的非常勤の要件(1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上)以上勤務していれば当該障害児施設において看護師配置加算が算定可能である。

12 その他事項

【システム関連】

問 12-1

施設入所支援において、特定旧法施設に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者であって、訓練等給付のうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を利用する者については、障害程度区分の判定を行い、区分が 3 以上に該当する者については、当該障害程度区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとするところであるが、システム上の処理方法を教えて欲しい。

（答）

現在、施設入所支援の支給決定は、「施設入所支援基本決定」、「施設入所支援経過措置対象者決定」、「施設入所支援訓練等給付利用者決定」の 3 つがあり、「施設入所支援経過措置対象者決定」の場合、障害程度区分なし、障害程度区分 1、障害程度区分 2、障害程度区分 3 が該当するものとして取り扱っているところである。

特定旧法施設に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者に該当する場合は、通常「施設入所支援経過措置対象者決定」となるが、障害程度区分の判定を行い、区分 3 以上となった場合については、「施設入所支援基本決定」を行い、当該障害程度区分に応じた基本報酬を算定することとする。

【その他連絡事項】

問 12-2

平成 21 年 3 月 6 日の事務連絡において、サービス提供実績記録票についてお示したところですが、障害児施設給付費に係る実績記録票について、障害児施設支援（通所）実績記録表、障害児施設支援（入所）提供実績記録表についてそれぞれヘッダー部分に（様式 5）、（様式 10）という記載があるが新たに様式名称がついたのか。

（答）

提示した実績記録表の記載誤りであるので、ヘッダー部分の（様式 5）、（様式 10）については、削除して使用していただきたい。